

3 国立大学法人埼玉大学大学院学則（抄）

（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における教育研究の実施）

第8条 東京学芸大学大学院に設置される連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、埼玉大学は千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学とともに協力するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学の教員とともに、埼玉大学教育学部の教員が担当するものとする。

4 千葉大学大学院学則（抄）

（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における教育研究の実施）

第5条 東京学芸大学大学院に置かれる連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、千葉大学（以下「本学」という。）、埼玉大学、東京学芸大学及び横浜国立大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、埼玉大学、東京学芸大学及び横浜国立大学の教員とともに、本学教育学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

5 横浜国立大学大学院学則（抄）

（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施）

第5条 東京学芸大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施にあたっては、横浜国立大学、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の協力により実施するものとする。

- 2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、東京学芸大学、埼玉大学及び千葉大学の教育学部の教員とともに、本学教育学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。